

地域包括支援センター設置運営事業委託契約期間について

1 本市の委託契約期間について

仙台市においては、市内 44 か所の地域包括支援センターについて、社会福祉法人等との設置運営事業委託契約を締結している。契約期間は 1 年間(当該年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日)とする単年度契約である。

2 契約期間に関する意見・要望

平成 20 年 11 月 17 日、仙台市地域包括支援センター連絡協議会から受けた「仙台市への要望事項」において、以下の要望が示され、今後の検討課題とする旨回答した。

3. 単年度の委託契約について

地域包括支援センター事業の委託契約は、毎年度末に事業継続に関する意向調査が行われ、それに基づいた単年度契約が繰り返されています。しかし、地域における事業展開は単年度で結果が出るものではなく、長期的な取組が必要です。

事務手続き上も煩雑であり、職員の安定的な雇用を確保するためにも、3 年程度の複数年度契約を前提に見直しを図るようお願いします。

3 他都市の状況

仙台市を含め、15 の政令指定都市(直営の北九州市を除く)は、単年度契約により地域包括支援センター設置運営業務を委託している。単年度契約としている理由のうち主なものは以下のとおり。

- ・高齢者人口の推移や制度改正等の状況に応じ、センター数や職員定数、委託内容について年度毎の見直しが必要であると考えているため。
- ・制度発足から日が浅いため。
- ・毎年センター評価を実施し、運営法人としてふさわしいかどうかの判断が必要であるため。

一方、複数年度契約としている 2 市の状況は、以下のとおり。

横浜市・・・地域ケアプラザに地域包括支援センターを持たせている。公募による指定管理者制度により運営。契約期間は 5 年。

大阪市・・・21 年度から人口の多い区に地域包括支援センターを 3 か所増設。この 3 か所につき公募により 3 か年の複数年度契約を締結。(それ以外の 24 センターは単年度。)

4 今後の検討について

今後、各地域包括支援センター(設置運営法人)の意見をさらに何うとともに、他都市の状況等も踏まえ、契約期間のあり方を検討してまいりたい。